

第4期中期目標の期間の終了時の検討及び措置

1 根拠規定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 中期目標の期間の終了時の検討及び措置

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターは、第4期中期目標期間（令和4年度から令和7年度まで）において、地方独立行政法人制度の特長である機動性・弾力性を生かし、中期計画における目標達成に取り組むとともに、地域住民への安全・安心な医療の提供及び住民の健康の保持を一層図ってきたところである。

医療サービスにおいては、地域の中核病院として、救急医療、周産期医療、災害医療等を提供するとともに、地域医療支援病院として、地域医療の水準向上及び医療機関の連携体制の強化を担っており、地域医療に欠かせない存在となっている。

業務運営においては、理事長のリーダーシップの下、病院幹部で構成する執行部会を毎月開催し、診療実績や財務状況等の分析を行うとともに、医師の働き方改革への対応をしつつ常勤医師を増加させるなど、業務運営の改善及び効率化を図ってきている。

財務内容においては、入院患者数及び外来患者数の増加などによる収入の確保及び委託の見直し等による費用の合理化に努め、同内容の改善に向けた取組がなされている。

これらのことから、業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般については、地域の中核病院としての役割を果たすことが必要であると見込まれることから、業務の継続は妥当であり、また引き続き地方独立行政法人の形態で業務を行うことが適当とする。

また、引き続き地方独立行政法人の形態で業務を継続するに当たり、これまでの評価委員会の意見及び今後求められる役割を踏まえた次期中期目標を策定し、当該中期目標を地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターに指示することをもって所要の措置を講ずることとする。